

秘密保持の取り扱いに関する覚書

_____ (以下「甲」という)と東京反訳株式会社(以下「乙」という)は、甲が乙に対して委託する音声を文書に起こす業務(テープ起こし)に関して、次の通り覚書を締結する。

第1条 (秘密保持義務)

乙は、委託業務に関して甲から提供された録音テープ等の情報で、次の各号に定める情報を除いたすべての情報(以下「甲の提供情報」という)については、厳重に秘密を保持するものとする。

なお甲は、甲の提供情報を乙に提供するに際して、事前に関係当事者の承認等を得る必要がある場合には、自らの責任で所用の手続きを行った上で、これを提供するものとする。

- 1) 甲から開示等を受けた後に、乙の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- 2) 甲から開示等を受ける前に、既に乙が取得等をしていた情報
- 3) 甲から開示等を受ける前に、既に公知となっていた情報
- 4) 甲から開示等を受けた情報によらず、乙が独自に取得等した情報
- 5) 乙が第三者から守秘義務を負うことなく、正当に入手した情報
- 6) 法令等に基づき乙に開示が要求され、これに応じて合理的に必要な範囲内において開示する情報。この場合には、乙は、速やかに甲に対しその旨を通知するものとする。

第2条 (管理)

- 1 乙は、甲の提供情報を委託業務のためにのみ使用するものとし、その漏洩または盗用等が生じないように、厳重に管理するものとする。
- 2 乙は、甲の事前の承認なく甲の提供情報を複製したり、第三者に貸与・譲渡等をしてはならない。
- 3 甲から、甲の提供情報について、返却・消去、または廃棄の依頼がある場合、乙は速やかに返却・消去、または廃棄するものとする。

第3条 (業務の委託)

乙は、委託業務の全部または一部について、相当と認める乙が守秘義務を課した第三者に再委託することが出来るものとする。

第4条 (事故の通知)

乙は、甲の事前の承認を得ないで、甲の提供情報の一部、または全部を開示等したこと

が判明した場合には、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

第5条（損害の賠償）

乙は、この覚書の規定に反して、甲の提供情報の開示等を行い、また不正に使用した場合、これにより甲に生じた損害を賠償する。

第6条（協議解決）

本覚書に定めない事項については、甲乙信義に従い、誠意をもって協議の上、解決に努めるものとする。

第7条（有効期間）

本覚書は、この覚書締結の日から効力を有するものとする。

第8条（即時解除）

乙が本覚書に違反した場合、または乙の再委託先がその責に帰すべき事由により事故を発生させた場合、甲は何ら通知・催告を要せず、ただちに委託契約を解除することが出来る。

第9条（覚書締結後の措置）

本覚書の締結後においても、前条に該当しない限り、または甲の都合により解除の申し出がない限り、本覚書は有効に存続するものとする。

平成 年 月 日

住 所

甲：会社名

代表者名

住 所 東京都豊島区東池袋 1-14-10 ポプラビル 8F

乙：会社名 東京反訳株式会社

代表者名 代表取締役 吉田 隆